

秋田市中央市民サービスセンター「センタース」 貸出施設の使用について

中央地域づくり協議会[指定管理者]

1 開館時間および休館日

午前9時から午後9時まで(12月29日から翌年1月3日まで休館)

2 使用料

施設使用料は、営利活動、営利に結びつく活動以外は無料です。ただし、 次の設備は上記にかかわらず有料となります。

照明器具(多目的ホール) 50円/時間 調理器具一式(調理室) 150円/時間 陶芸窯(陶芸工作室 2) 250円/時間

3 使用の予約申し込み

使用予定日の前月1日から、インターネット(秋田市公共施設案内・予約システム)、電話又は受付窓口にて使用予約を受け付けします。

中央市民サービスセンター施設使用受付窓口 電話 888-5644 秋田市公共施設案内・予約システム https://www.city.akita.lg.jp/

※<u>インターネットでの予約およびキャンセルは、必ず確認のお電話をお願い</u> します。

4 利用回数

1か月に利用できる回数は、原則として1室1回4時間以内で**月2回**まで利用可能です。ただし、1回あたり4時間をこえ、8時間以内の場合は2回の利用とみなします。(例:月1回あたり5時間利用の場合は2回の利用とみなします。ただし、1日の利用時間の限度は8時間以内とします。)

利用の予約は、前月1日から受け付けします。ただし、翌月の予約を既に2回されている場合であっても、前月の20日以降であれば空き状況により、2回分の追加予約が可能です。

(例:5月1日~5月19日の間に6月1日~6月30日の予約を2回した場合、5月20日以降にさらに空き状況により2回分の予約が可能)

※インターネット予約の場合は月4回以上入力出来ますが、予約回数オーバー の場合は、当方より予約変更のご連絡をさしあげる場合がございます。

5 使用の開始および終了

- ・施設の使用当日は、使用前に受付窓口で「使用許可申請書」を記入し、使 用後は受付窓口へご連絡ください。
- ・有料の設備を使用する場合は、申込時に受付窓口へ申し出てください。
- ・施設の使用後は、施設および付属設備等を原状に復し、清掃を行い、ゴミ 等は持ち帰ってください。
- ・使用時間には準備、片付けの時間を含みます。次の使用者に迷惑がかから ないよう十分留意してください。

6 使用上の注意

- ・センター内での飲食は、他の使用者に迷惑がかからないようお願いします。
- ・センターを含む市庁舎内は全面禁煙です。
- ・使用前に非常口を確認してください。また、非常口や消防設備の付近に物 品を置かないでください。
- ・管理の都合上、施設使用中に管理人が立ち入る場合があります。
- ・火災、爆発、その他危険が生じるおそれのある行為をしないでください。
- ・騒音または大声を発する等、他の使用者や来庁者に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ・施設等を汚損し、または損傷するおそれのある行為をしないでください。施設等を破損又は滅失したときは、直ちに受付窓口へ連絡してください。
- ・許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないでください。
- ・許可を受けた施設以外へ立ち入らないでください。
- ・管理人に断りなく備え付けの物品を移動しないでください。
- ・その他、管理上支障となる行為をしないでください。
- ・施設の利用時間は午後9時です。終了後はすみやかに退館してください。
- ・当施設は災害時の緊急避難場所になっており、中央地域に避難勧告・避難 指示が発令された場合は、一般のご利用は出来ない場合があります。

7 使用の制限

- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき、管理上支障があるとき、使用の許可条件に違反したときは、使用を制限又は停止します。
- ・施設の設置目的から逸脱した使用(1人での使用、冠婚葬祭、宗教団体の布教・教化活動、物品販売のみを目的とする使用、飲酒目的の会合など) は、許可しておりません。

基本的に飲酒は他のご利用者へのご迷惑を考慮し、ご遠慮いただいております。

・令和元年5月1日(水)より多目的ホールおよび音楽室4のご使用は、適 正使用をはかるために5人以上の団体に限らせていただきます。